

三郷市特定教育・保育施設等の設置者に係る業務管理  
体制検査実施要領

(令和2年2月25日市長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第55条第2項の規定による届出のあった同条第1項の特定教育・保育提供者に対して行う法第56条第1項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、基本的事項を定めることにより、検査の的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

(一般検査の方法等)

第3条 一般検査は、法第55条第2項の規定による届出のあった事項及びその運用状況について、定期的かつ計画的に、書面により行うことを基本とする。

2 市長は、一般検査の対象となる特定教育・保育提供者を決定したときは、業務管理体制一般検査の実施について（通知）（様式第1号）により当該特定教育・保育提供者に通知する。

3 一般検査は、必要に応じて他の法令に基づく指導等と同時に行うことができる。

4 一般検査の実施に当たっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める基準が適切に整備及び実施されているかについて、次に掲げる事項に基づき確認する。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

5 市長は、一般検査の結果について、特定教育・保育提供者に対し業務管理体制一般検査の結果について（通知）（様式第2号）により指導、助言等を行い、改善を要する事項があるときは、期限を定めて業務管理体制一般検査指摘事項改善報告について（様式第3号）による報告を求めるものとし、必要に応じて実地による確認を行うことができる。

（特別検査の方法等）

第4条 特別検査は、次の各号のいずれかに該当するときに随時適切に、当該特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り、実地において行う。

(1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

2 市長は、特別検査の対象となる特定教育・保育提供者を決定したときは、あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書面等を業務管理体制特別検査の実施について（通知）（様式第4号）により、当該特定教育・保育提供者に通知する。

3 特別検査は、必要に応じて他の法令に基づく指導又は監査等と同時に行うことができる。

4 市長は、特別検査の結果について、特定教育・保育提供者に対し業務管理体制特別検査の結果について（通知）（様式第5号）により指導、助言等を行い、改善を要する事項があるときは、期限を定めて業務管理体制特別検査指摘事項改善報告について（様式第6号）による報告を求めるものとし、必要に応じて実地による確認を行うことができる。

（勧告）

第5条 市長は、特別検査の結果、指導又は助言等を行った事項について適切な改善がなされないときは、法第57条第1項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、勧告書（様式第7号）により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、期限内に業務管理体制特別検査結果による勧告事項の改善報告について（様式第8号）により市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、法第57条第2項の規定により、その旨を公表することができる。

（命令）

第6条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を採らなかったときは、法第57条第3項の規定により、期限を定めて、命令書（様式第9号）によりその勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、期限内に業務管理体制特別検査結果による命令事項の改善報告について（様式第10号）により市長に報告を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による命令をしたときは、法第57条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

（聴聞等）

第7条 市長は、特別検査の結果、命令の処分を行おうとするときは、当該特別検査後、当該処分の予定者に対して、三郷市行政手続条例（平成10年条例第1号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（身分証の携帯）

第8条 検査を実地で行う場合において、担当する職員は、子ども・子育て支援法施行規則第60条第3項に規定する身分を示す

証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるほか、検査に必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。